

いつもお世話になります。「せまい日本、そんなにいそいでどこへ行く」は、高度成長期である1973年に作られた交通安全標語です。それから約40年後の日本を東北新幹線『はやぶさ』は時速300キロで駆け抜けます。その技術の躍進はとどまる所を知りません。意外と広い日本。もう少しだけ急ぎ足で進みましょうか。

今を生きる
先人の言葉

希望もよる輝く
太陽が輝く限り

ドイツの思想家であるフリードリヒ・フォン・シラーの言葉。どんな苦しい事があろうと懸命に生きてさえいれば、必ずあなたの思いは成し遂げられる。希望を！

知っどこ！「税務のマメ知識」

【課税対象が、「長期」は「短期」の半分に！】

「10年前に購入した金（金地金）を売却したところ、110万円の売却益（譲渡益）が出ました。お店の人から“譲渡所得になるので確定申告をしてください”と言われましたが、譲渡所得とはどのようなものでしょうか？」



譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいいます。対象となる資産には、土地、建物、ゴルフ会員権、特定の有価証券、骨とう、宝石などが含まれます。営利を目的として継続的に金地金の売買をしている場合は「譲渡所得」とはならず、その実態により

「事業所得」または「雑所得」となりますが、サラリーマンなどが持っている金地金を売却した場合の所得は、原則、総合課税の「譲渡所得」として課税されます。この譲渡所得は、所有期間が「5年以内である短期」と「5年超である長期」とに分けられます。計算方法は、「金地金の譲渡益」と「その年の金地金以外の総合課税の譲渡益」を足したのから「譲渡所得の特別控除」の50万円を引きます。さらにここから「短期」と「長期」については違いがあります。短期の場合はそのまま全額が課税の対象になりますが、長期はその2分の1が課税の対象となります。従って長期となる今回のケースでは、110万円から特別控除額の50万円を引いた60万円の2分の1である30万円が譲渡所得の金額ということになります。

今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型	B型	O型	AB型
直観力が冴える月ですが、判断に迷ったら止めましょう。怠け心を抑えると仕事にも運がめぐってきそうです！	チャレンジ精神で突き進めば、行き詰っていたことが解決しそう。金運は、収支の管理をしっかり行くと吉に！	何事もけじめをつけて取り組むと上手くいきます。ただし、対人運は波乱ぎみ。誠実な対応を心がけましょう。	心にゆとりが持てないときは良い香りを楽しみましょう。心身共にリラックスすれば、開運の兆しが現れます！

365日 が楽しくてたまらない! 『商売のヒント』

今月の商売のヒント:【「円」より「縁」を大事にする】

利益が利益を生んでいく商売は理想です。ただしそれは、それなりの前振りがあったること。要するに「種まき」というプロセスです。あなたの持っている情報や人脈が顧客の役に立つなら喜んで差し出しましょう。お金にならなくても、多少の手間がかかっても、顧客にあなたを利用してもらうのです。

とある場所で事務用品販売会社を営むAさん。その肩書きは自称「つなぎ屋」だそうです。人付き合いの良いAさんは、いろいろな宴席に顔を出すうちに知り合いがどんどん増えていったそうです。普通なら広がった人脈を自分の商売にいかす知恵を巡らせます。Aさんも最初はそうだったようです。しかし思うようにいきません。ある日、知り合いから「鉄道模型に詳しい人を知らないか」と持ちかけられました。宴会で知り合った仲間の中に鉄道マニアがいたことを思い出したAさんは、2人を引き合わせるために一席設けます。そんなことが何度か続くと、自然に「あの人とあの人を引き合わせたら双方にメリットがありそうだ」と考えるようになり、さりげなく人をつなぐようになったそうです。するとAさんの人脈が勝手に動き出し、あちこちで「Aさんのおかげ」というつながりが生まれました。



「つなぎ屋」はとても感謝されます。良い出会いが商売のチャンスを運んでくることを、そして本当に良い出会いはそうそうないことを、誰もが体験的に知っているからです。つないだ同士が「いい人を紹介してくれてありがとう」となれば、Aさんと彼らの結びつきも強くなります。そして彼らは後々、必ずAさんに何らかの利益をもたらしてくれたそうです。人に助けてもらった「自分も相手の役に立ちたい」と思うのは、いたってまっとうな感覚でしょう。

Aさん曰く、「商売目線で見ているときは、目が“¥ (円)”マークだった。けれども今は“縁”マークだそうです。人は人を呼び寄せます。人から始まる商売はお金から始まるそれよりも息が長く、秘められた可能性も大きいもの。「縁」から生まれた「円」がさらなる「円」を生む。まさに理想的な商売ですね。

トレンドを斬る!

チャッティーは、ペットボトル専用の茶こしです。茶葉と水を入れたペットボトルにチャッティーを取り付け、数回シェイク

したら15~20分程度待つだけで美味しい水出し緑茶の出来上がりです。500mlと2L、どちらのボトルでも急須としてはもちろん直接飲むことも可能です。ボトルもチャッティーも洗えば繰り返し使えるので経済的。急須を使わない若い人たちにもペットボトルから気軽に緑茶を飲んでもらおうという「世代を狙った」発想が生んだヒット商品です。



今月のオススメの逸品



詩集『くじけないで』

詩を書きはじめたのは90歳を過ぎてからという柴田トヨさん。100歳間近で出版された処女詩集が『くじけないで』です。読んだ多くの人に感動を与えるのは、「100年の人生」が言葉に宿っているからでしょう。

くじけないで

本誌も2年目に突入し、益々充実・成長へ!

太田彰税理士事務所

〒433-8119 浜松市中区高丘北 2-56-10

電話: 053-430-5100 FAX: 053-430-5101

mail: akira@otax81.com

浜松税理士

<http://otax81.com/>